

各郡市医師会 会長 殿

富山県厚生部児童青年家庭課長
(公印省略)

B型肝炎ワクチンの定期接種化に係る「とやまっ子 子育て応援券」の
取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本県の子育て支援施策をはじめ、県政の推進に格別のご支援、ご協力を
いただき厚く御礼申し上げます。

さて、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 241 号）及び予防
接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省
令第 115 号）により、本年 10 月 1 日から、平成 28 年 4 月 1 日以後に生まれた者を対
象として、B 型肝炎ワクチンが定期接種化されることとなりました。

つきましては、B 型肝炎ワクチンに係る「とやまっ子 子育て応援券」の取扱いに
ついて下記のとおり予定しておりますので、ご了知くださるようお願いいたします。

記

1 平成 27 年度までに発行した応援券（ブルー、グリーン、イエロー）

【対象】平成 28 年 3 月 31 日までに出生した子ども

平成 30 年度末までの有効期限において、B 型肝炎ワクチン接種に応援券をお使
いいただけます。

2 平成 28 年度に発行した応援券（ピンク）

【対象】平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日に出生した子ども

平成 28 年 10 月より B 型肝炎ワクチンが定期接種化され、1 歳になる前に 3 回の
接種を終える必要があることについて、周知をお願いいたします。

その上で、平成 28 年度に出生した子どもについては、年度途中の同年 10 月から
定期接種が開始されることから、平成 30 年度末までの間、次のとおり任意接種を受
ける場合に応援券をお使いいただけます。

- ・10 月以前に接種を希望する場合
- ・やむを得ず 1 歳に至るまでに定期接種を受けることができなかった場合

3 平成 29 年度以降に発行する応援券

【対象】平成 29 年 4 月 1 日以降に出生する子ども

定期接種となることから、B 型肝炎ワクチンに対する応援券の取扱いは終了とな
ります。

こども第 158 号
平成 28 年 8 月 18 日

砺波医師会
会長 金井 正信 様

砺波市長 夏野 修



B型肝炎ワクチンの定期接種化に係る「となみっ子 子宝券」の取扱いについて

日頃より、当市の福祉行政について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 241 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 115 号）により、本年 10 月 1 日から、平成 28 年 4 月 1 日以後に生まれた者を対象として、B型肝炎ワクチンが定期接種化されることとなりました。

つきましては、B型肝炎ワクチンに係る「となみっ子 子宝券」の取扱いについて下記のとおり予定しておりますので、ご了知くださるようお願いいたします（とやまっ子 子育て応援券に準拠しております）。

記

1 平成 27 年度に発行した子宝券（イエロー）

【対象】平成 28 年 3 月 31 日までに出生した子ども

有効期限において、B型肝炎ワクチン接種に子宝券をお使いいただけます。

2 平成 28 年度に発行した子宝券（ピンク）

【対象】平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日に出生した子ども

平成 28 年 10 月より B型肝炎ワクチンが定期接種化され、1 歳になる前に 3 回の接種を終える必要があることについて、周知をお願いいたします。

その上で、平成 28 年度に出生した子どもについては、年度途中の同年 10 月から定期接種が開始されることから、平成 30 年度末までの間、次のとおり任意接種を受ける場合に子宝券をお使いいただけます。

- ・10 月以前に接種を希望する場合
- ・やむを得ず 1 歳に至るまでに定期接種を受けることができなかった場合

3 平成 29 年度以降に発行する子宝券

【対象】平成 29 年 4 月 1 日以降に出生する子ども

定期接種となることから、B型肝炎ワクチンに対する子宝券の取扱いは終了となります。

<事務担当者>

砺波市教育委員会 こども課 中居

Tel : 0763-33-1111 (内線 372)